

島根県済生会江津総合病院奨学金貸与制度の概要

1. 対象者 助産師及び看護師の養成校（大学・短大を含む）に在学中の者、もしくは入学が決った者で卒業後は当院の職員になることを希望する者
2. 選考方法 書類審査及び本人面接
3. 貸与額 ①入学金 300,000円（入学時）
②奨学金 別表のとおり
4. 貸与期間 入学月から卒業月までの最短修業期間（中途からの利用も可）
5. 提出書類 ①申請時 (1) 奨学生願書及び調書
(2) 卒業見込みの高校が発行する推薦書
(3) 健康診断書（胸部レントゲン検査を含む）
②貸与決定後 (1) 誓約書
(2) 金融機関口座届
(3) 養成校発行の在学証明書
③卒業時 (1) 借用証書
6. 貸与した奨学金の返還を免除する条件
①免許取得後、直ちに島根県済生会江津総合病院に就職し、継続して返還免除期間勤務した場合
7. 奨学金の貸与の取り消し及び停止
①学校等の退学又は停学処分を受けたとき
②負傷、疾病又は死亡等の理由により、修学が困難となり、卒業の見込みがなくなったとき
③提出した書類に虚偽の記載があったとき
④その他、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき
⑤奨学金を貸与されている者が休学又は留年することになったときは、当該事由の生じた月の翌月から奨学金の貸与を取り消し、又は停止する。
※①～⑤に該当した場合は奨学金の全額を一括して返還しなければならない。
ただし、⑤は貸与を取り消しになった場合に限る。
8. 貸与期間終了後、貸与した奨学金全額の返還を要す場合
①養成校を卒業後、直ちに当病院に就職しなかったとき
②当病院に就職後、返還免除期間勤務しないで退職したとき
9. 問合せ先 〒695-8505
島根県江津市江津町1016-37
島根県済生会江津総合病院 総務課
TEL (0855) 54-0101

※注意事項 誓約書、借用証書には連帯保証人が必要であり、印鑑証明を添付すること